

IMFの対日FSA P（金融セクター 評価プログラム）報告書の紹介

佐志田 晶 夫

一、はじめに

IMFは、FSA P（金融セクター評価プログラム）⁽¹⁾に基づいてメンバー諸国の金融システムの安定性を評価している。日本の前回の評価は二〇一七年だったが、今年五月に新しい評価が公表された。⁽²⁾今回はマクロシナリオでの金融システムの強靱性評価と併せて、保険部門や投資ファンドのリスク分析や気候変動関連リスクなどの検討もしている。

FSA Pの報告書は、日本の金融システムの強靱性を評価した上で、マクロ経済情勢や金融政策の変更などの環境変化に注意喚起をしている。主要な脆弱性要因として、金融機関によるかなり多くの有価証券保有、大手銀行などの高い外貨エクスポージャー、不動産市場の一部での過熱化の兆しを指摘している。

報告書は、日本の金融部門の監督枠組みは大幅に強化されたとしているが、地方銀行や保険会社及び投資ファンドの監督を充実させるには資源の増強が必要だとしている。

二、日本の金融システムの特徴

日本の金融システムは世界で最も大きな金融システムの一つであり、二〇二三年末の総資産はGDPの約七倍で、銀行部門が約六割占め、G-SIBs（グローバルなシステム上重要な銀行）三社が三分の一を保有する。保険部門は一二％で保険料収入は世界四位であり、投資ファンドは八％で重要性が高まっている。年金部門は八％である。証券市場も世界最大級で、株式市場は六・二兆ドルでGDP比一四六％、世界五位。非金融法人債券市場はGDP比一六％で世界四位。三つの清算機関は世界で一〇位以内である。

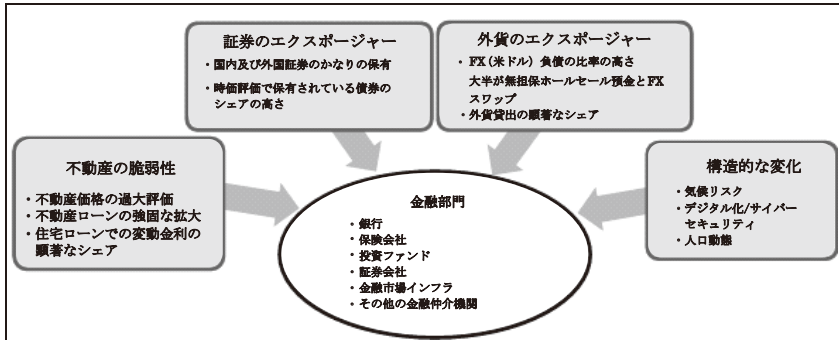
フィンテックの基盤はまだ小さいが、デジタル決済などは急拡大している。金融システムでの相互依存度は高く、金融機関は相互に大きなエク

ポージャーがある。金融機関は高利回りを追求して海外エクスポージャーを拡大してきたため、銀行とNBFIIは海外資産の比率を高め、海外金利上昇の影響を受けやすくなっている。

三、主要な脆弱性とリスク（ システムミックリスクの評価）

F S A Pでは日本の金融部門は一定以上の強靱性があるとした上で、マクロ金融リスクの影響を増幅しかねない脆弱性として、銀行、保険会社の内外証券の保有、銀行システムの外貨エクスポージャー、一部地域の不動産市場の過大評価、をあげている。また、気候関連の移行リスクやデジタル化、人口動態などの構造的変化が、金融安定リスクを悪化させるかもしれないとしている。

図表1 日本の金融システムが直面している主要な課題



〔出所〕 IMF: “JAPAN Financial Sector Assessment Program Financial System Stability Assessment” May 2024, Figure13より

(1) ストレステストの対象とマクロ金融シナリオ
 F S A Pでは銀行と保険会社のソルベンシー・流動性リスク、投資ファンドの流動性リスク、非金融法人と家計のソルベンシーリスクをストレステストで検証した。マクロシナリオは二〇二三年一〇月の世界経済見通しに沿ってベースラインを設定し、二〇二四年と二六年を対象期間とした。悪化（アドバース）シナリオは様々なリスクを組み合わせ、経済長率低下、インフレ率上昇と金融市場の低迷を反映する（図表2）。国内金利はインフレ率上昇に反応するが産出ギャップ拡大で大幅な上昇は抑えられる。経済の鈍化、実質賃金低下と金利上昇が不動産需要を減少させ、不動産価格はかなり修正される。なお、追加のセンチティビティ分析では、金利（短期と長期）が一年目に一・五%と三%に上昇、実質GDPは一年目三・二%、二年目に一%下落するというより厳しい前

図表2 日本のストレステストのマクロ金融シナリオ（単位（%）、水準）

変数	2023年	ベースライン			悪化（アドバース）		
		2024年	2025年	2026年	2024年	2025年	2026年
実質GDP	2.0%	1.0%	0.6%	0.5%	-1.8%	-0.5%	0.8%
CPI	3.2%	2.9%	1.9%	1.6%	5.3%	4.2%	2.9%
失業率	2.5%	2.3%	2.3%	2.3%	3.9%	4.3%	4.0%
金利短期（日）	-0.1%	0.0%	0.1%	0.2%	1.0%	1.0%	0.6%
金利長期（日）	0.5%	0.6%	0.8%	0.9%	2.25%	1.5%	0.9%
金利短期（米）	4.9%	5.0%	3.7%	2.6%	6.4%	4.5%	2.7%
金利長期（米）	3.6%	4.0%	3.8%	3.7%	6.1%	5.3%	3.6%
円ドルレート	139.4	143.8	140.9	138.9	135.2	130.9	134.3
居住用不動産	100.0	102.9	104.9	106.6	87.9	87.9	93.9
商業用不動産	100.0	102.9	104.9	106.6	78.6	77.4	86.1
株価	100.0	105.4	107.5	109.2	73.0	68.4	78.8

〔出所〕 IMF: “Japan: Financial Sector Assessment Program-Technical Note on Systemic Risk Analysis and Stress Testing” May 2024, Table I.6より作成

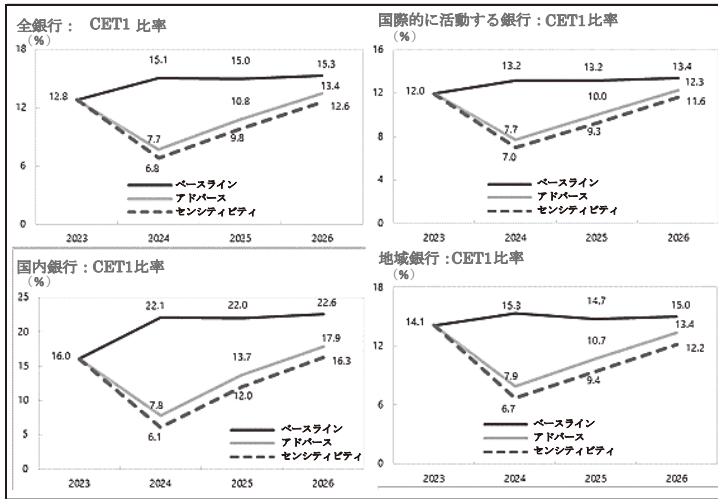
提を置いている。⁽⁴⁾

(2) 銀行部門の強靱性、ソルベンシーと流動性

ストレステストの結果では、国際的に活動する銀行と国内銀行（合計二三行）は概ね強靱と評価された。銀行の CET1 比率は一年目に 510bp 低下するが規制最低限は上回る。国内銀行への影響がより大きい。三行が CET1 で、四行が総自己資本で資本不足になるが、不足額は GDP の 〇・〇四〇・〇五％。金利センシティブイ分析では、証券の評価損と貸倒れで追加の自己資本低下圧力がかかり、五行が CET1 で、八行が総自己資本比率で基準を下回る。

流動性リスクについては、キャッシュフローに基づく分析の結果は、銀行は厳しいストレスに概ね耐えられるが、五行（内、地銀三行）で不足が生じた。ソルベンシーへの波及（時価評価でない

図表3 銀行のストレステスト結果（センシティブリティ分析を追加）



〔出所〕 IMF: “JAPAN Financial Sector Assessment Program Financial System Stability Assessment” May 2024, Figure II.1 より

証券の売却）が起きるのは少数だが、当該行への影響は大きい。

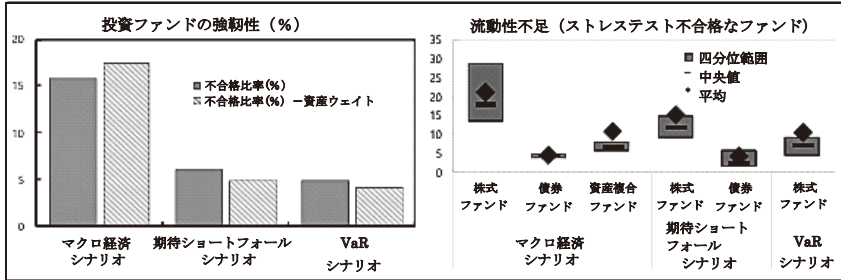
なお、外貨流動性に関する分析では、未使用のドル建てコミットメントライン（与信枠）からの大きな引出しを想定すると、流動性ポジションが弱まる銀行がある。全通貨ベースのLCR（流動性カバレッジ比率）は一〇〇%以上を保つが米ドルのLCRは三〇〜四〇%低下する。

(3) 保険部門の強靱性、ソルベンシーと流動性

生保一二社と損保一〇社に対してFSAPチームがSMR（ソルベンシーマージン比率）、当局が計画中のESR（経済価値ベースのソルベンシー比率）をトップダウンで検証し、保険各社がボトムアップでSMRを検証、保険部門は概ね強靱だと評価された。

流動性リスクのテストでは、キャッシュフロー

図表4 投資ファンドの強靭性（流動性ストレステストの結果）



〔出所〕 IMF: “JAPAN Financial Sector Assessment Program Financial System Stability Assessment” May 2024, Figure 23より作成

ベースアップローチでストレス時にかなりの資金流出が予想されたが（特に生保）、資産売却を含む経営陣の対応で軽減が可能だった。

(4) 投資ファンドの流動性流リスク

投資ファンドの流動性ストレステストの結果によれば、投資ファンドは、厳しいが起り得る解約ショック（VaRシナリオなど）に耐えられる。ただし、より強いショック（厳しいマクロ経済状況を想定した分析）では、流動性不足のファンドの比率が資産価値の一八％に達しかねないとの結果だった。流動性バッファの枯渇の度合は、株式ファンドがより大きく、また、流動性が低いファンドが保有する株式は、売却圧力をより受け易かった。

(5) その他のストレステストの結果と金融部門の相互連関、気候変動

金融システム内のショックの伝播に関する分析では、日本の金融システムは相互連関性が高く、G-SIBとD-SIBが中心的な役割を担い、銀行部門ではインターバンク債権が部門の資本バツファアの三五%に相当する。また、銀行の証券会社向け債権や保険会社から銀行への債権も大きい。ただ、金融機関の強固な資本ポジションによって伝播のリスクは限定される。一方、海外金融機関破綻のクロスボーダーでの波及は米銀からの影響が最大で、邦銀の推定損失は自己資本の一六%に相当する。なお、邦銀から海外への影響もかなり大きくなりうる。

気候候関連の移行リスクは、ネットゼロ二〇五〇、分断化された世界、現行政策を含むNGFSのフェーズIVシナリオに沿って分析されている。

ネットゼロ二〇五〇シナリオの結果では、銀行間で自己資本への影響は多少異なるが管理可能だとみられる。ただし、報告書は企業の温室効果ガス排出量にはかなり不確実性があることに注意すべきだとしている。

物理的リスクでは、日本は極端な気候イベントのリスクがあり、地域差が大きいが物理的資産の三分の一に洪水リスクがある。ただし、脆弱性が高い地域では銀行貸出の対資産比率は低い傾向があり、直接的なエクスポージャーは限定的だとみられる。

四、金融部門の規制・監督

(1) 銀行部門の規制・監督

銀行部門の監督は前回のFSAP以降に顕著に改善したが、いっそうの前進が求められている。

リスクベース監督アプローチへのシフトは、変化する銀行部門への柔軟な対応に適しているが、今後は、信用と流動性リスクに関してよりフォワードルッキングな指標を開発すべきである。銀行のリスクプロファイルへの理解を高めるために基本の監督活動も強化し、ガバナンス、ビジネス、オペレーショナル及び戦略リスクと金融リスクを組み合わせて、金融機関全体のリスクプロファイルを描くリスク手法を開発すべきである。

なお、報告書は二〇一八年に金融庁が政策目的で金融安定と効果的な金融仲介とのバランスをとったことについて、複数の目的は時としてコンフリクト発生のリスクがあると指摘し、金融庁のような機関の主目的は金融の安全性の促進であり、より広い責任を担うなら主目的よりも下位にすべきだと論じている。⁷⁾

自己資本関連では、銀行のリスクプロファイル

とリスク管理能力で資本要件を調整する。第二の柱の権限がないことが重要なギャップだとされた。また、最低要件への抵触より前に資本調達を求められず、状況が悪化しつつある銀行への働きかけが制約されているとし、業務改善命令ではなく法的権限に基づいて資本調達を要請・介入する選択肢を期待している。

流動性では、国際統一基準行にはLCRとNSFR（安定調達比率）があるが、国内銀行には定量的な流動性要件がない。銀行は概ね安定的なりテール預金を持つが、定量的な基準がないとストレス時に金融庁や日銀の対応を要する脆弱性が生じかねないとされた。

報告書は、日銀が金融庁と概ね沿うように実務とアプローチを見直すべきだとしている。日銀の銀行審査は特有であり金融庁との協力と協調ははっきりしているが、監督実務で可能な限り連携

図表5 保険基本原則の遵守状況

評価	原則数	該当する原則
遵守(O)	6	ICP 3：情報交換及び守秘義務要件、ICP 4：免許付与、ICP 6：支配権の変更とポートフォリオの移転、ICP10：予防措置、是正措置及び制裁措置、ICP22：マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策、ICP25：監督上の協力及び調整
概ね遵守(LO)	12	ICP 1：監督者の目的、権限及び責任、ICP 7：コーポレートガバナンス、ICP 8：リスク管理及び内部統制、ICP13：再保険及び他の形態のリスク移転、ICP15：投資、ICP16：ソルベンシー目的のERM（統合的リスク管理）、ICP17：資本充分性、ICP18：仲介者、ICP19：業務行為、ICP20：パブリックディスクロージャー、ICP21：保険詐欺対策、ICP23：グループ全体の監督
一部遵守(PO)	6	ICP 2：監督者、ICP 5：個人の適格性、ICP 9：監督上のレビュー及び報告、ICP12：市場からの退場および破綻処理、ICP14：評価、ICP24：マクロ健全性監督
不遵守(NO)	0	なし

(注) 保険基本原則の訳語は、日本損害保険協会による訳を参考にさせていただいた。

(出所) IMF: "JAPAN Financial Sector Assessment Program Detailed Assessment of Obsevrance of Insurance Core Principles" May 2024, より作成。

すれば銀行監督はより効果的で効率的になるとしている。

(2) 保険部門の規制・監督

今回のF S A Pでは保険基本原則(ICPs)の遵守状況が分析され、評価は全般的に良好だった(図表5参照)。ただし、規制・監督の枠組みにある以下のギャップも指摘された。

- ・資源制約もあり保険監督のアプローチは主に受動的である。個々の保険会社と大手仲介者に焦点を当てて監督作業を基本的に見直すべきである。
- ・適合性要件(資質規定)の範囲が包括的ではない。金融庁は、全取締役と上級経営者及びコントロール機能の主な人員への適用を確実にすべきである。
- ・E S Rが実施されるまで、ソルベンシーと関連

の要件はI C P基準に達していない。⁶⁾

・監督の制度的な取り決めも強化すべきで、前回
のF S A Pで提言したが、免許交付権限を大臣
から金融庁長官に委任して金融庁の独立性を補
強すべきである。

(3) 投資ファンドの規制・監督

投資ファンドの規制枠組みは、流動性リスク管
理に関して強化されている。グローバルな枠組み
に即して、投資運用業者の規制枠組みは流動性リ
スク管理への注意を高めるように修正され、適切
な実施のために、当局は業界に積極的に関与して
いる。

当局は強化されたオフサイトモニタリングに基
づいた新しい監督アプローチを導入し、データ取
集に努力し、対象を絞った取り組みも始めた。だ
が、実地検査は年間数社であり、リスク評価の改

善のためには対象を広げるべきである。オフサイ
トモニタリングもよりフォワードルッキングにす
べきである。金融庁が始めた投資ファンド調査は
歓迎できるが、対象を拡大して頻度を増やせば業
界のリスクをタイムリーに把握できるだろう。

(4) フィンテック、金融市場インフラなど

金融庁は様々なチャネルを通じてフィンテック
の動向を監視し、必要に応じて焦点を絞った規制
で対応している。最近では資金決済法、銀行法及
び金融商品取引法の修正を含め、様々なサービ
スへの対応を行っている。だが、デジタル決済サー
ビスの拡大の速さは、モニタリングの増強と最も
重要なプレイヤーへの監視の強化を求めている。
資金移動業者には特定の資本要件がなく、破綻し
た場合の事業縮小・整理計画の開発を検討すべき
だろう。

暗号資産交換業者には、包括的な行為・健全性規制枠組みが開発されたが、暗号資産のリスクへの公衆の認識向上には更なる努力が必要である。

金融庁は規制対象外の事業者による日本の顧客へのサービス提供を監視し、警告を発して公衆に警戒を伝えている。暗号資産のリスクや暗号資産市場の一般的な機能について、公衆への教育の努力の強化と強い執行アプローチを続けるべきだろう。

当局は、清算機関のリスク管理強化で前進し、金融市場インフラ（清算・振替機関）の総合的な監督指針が改訂され、規制枠組みと金融市場インフラのための原則（PFMI）のギャップは減った。金融庁と日銀は共同で日本証券クリアリング機構のリスク管理を年一回以上ヒアリングし、評価と対応で協調している。金融商品取引法の文言はPFMIと同一ではないが、当局のリスク評価

はPFMIの全てを含んでいる。

(5) マクロプルデンシャル政策枠組み

当局間のマクロプルデンシャル政策の協調は、金融庁、日銀の金融モニタリング協議会設立などで改善している。ただし、金融庁・日本銀行連絡会はマクロプルデンシャル政策手段の必要性評価に役立っているが、明確なマンドレートがない。正式なマンドレートとより強固な制度的枠組みは、意思決定の説明責任と透明性を強化するだろう。

マクロプルデンシャル政策の手段は、バーゼルⅢの自己資本と流動性のツールが国際統一基準やD-SIBsに適用され、NBFII（運用業者、保険グループ）の流動性リスク枠組みも強化されてきた。国内銀行にも資本保全バッファなどを適用することが健全だろう。また、不動産部門の脆弱性への対応として借り手ベースのツール（LTI

Vなど）の導入を検討すべきである。ただし、意図しない結果を生まないように、段階的に導入し部門の動向で調整すべきである。共同データ計画での貸出と借り手の性質に関する粒度の高い情報の収集は、政策手段の適切な調整と事後評価に役立つだろう。

銀行の外貨流動性リスクには集中的なモニタリングの継続が必要であり、当局はすべての銀行の通貨別LCR（流動性カバレッジ比率）を監視し、外貨のネットポジションの監視を強化すべきである。通貨別のLCR規制の導入も検討すべきかもしれない。

(6) **部門横断的な課題**

(a) **資源**

金融監督の強化には人的資源の増強が必要である。リスクベースのアプローチでG-SIBsや大手

行を優先するのは正しいが、地銀などの監督にもより資源が必要である。保険業の戦略的課題やESR導入など規制の変更を考えれば、保険監督の資源の必要性には緊急性がある。証券取引等監視委員会の資源制約は実地検査に影響しかねず、投資ファンド部門の拡大に併せて監督資源を確保すべきである。また、サイバーセキュリティの監督強化にはより資源投入が必要であり、資源制約が効果的な規制・監督に影響している。

(b) **システミックリスク・モニタリング**

システミックリスク分析では重要な前進があったがより増強できる。日銀はマクロストレステスト枠組みの強化を続けるべきである。金融庁は投資ファンドもストレステストの対象とすべきである。システミックリスク分析の拡大・深化にはデータの改善が必要で、共同データプラットフォーム

フォームや様々な調査で粒度の高いデータの収集が進んでいるが、包括的なリスク評価のためデータの範囲を広げデータベースを統合すべきである。

(c) サイバーセキュリティ

日本の金融システムは急速にデジタル化し、サイバーリスクが高まっている。金融庁は、金融組織についてサイバーリスクの総合監督指針を更新すべきである。また、日銀は、金融市場インフラのサイバーリスクのオーバーサイトを強化すべきである。サイバー事象への対応・復旧能力の更なる改善を提言する。

(d) 気候関連の監視

金融庁は、脱炭素化プロセスを促進し移行リスクを削減するために金融機関の顧客への関与を強

調している。これは移行資金供給の役割を考えたものだが、移行に短期的に役立つように銀行や保険会社が一定企業への資金供給を止めてリスク削減することを評価していない。金融庁は、気候関連の監督ではシステマチックなアプローチ確立の初期段階にあり、BCBS、IAIS、NGFSなどの作業を考慮してアプローチ方法を開発すべきである。

五、危機管理（緊急流動性支援（ELA）と危機対応枠組み

緊急流動性支援（ELA）実務の様々な側面は頑健である。ELAの提供には健全な内部指針があり担保の掛け目などは毎年見直されている。ただし、ELA枠組みを強化することは可能であり、ソルベンシー要件と適格性基準は英語でも開

示できるだろう。

モラルハザードリスクを軽減することが重要であり、日銀はE L Aの条件、裁量性や金利でのマージンの上乗せを明示するべきである。また、E L Aを供与される金融機関には金融庁と日銀の集中的な監視や条件付けをすべきである。日銀は必要な担保の徴求に最大限努力すべきであり、担保が不十分な場合には日銀のバランスシートを守るために、返済で日銀の与信を優先することや日銀納付金を部分的に停止して政府が損失を補うことができるだろう。E L Aの対象は、清算機関を優先してN B F Iに拡大できる。日銀はマクロプロデュシヤル目的で、システムミックなN B F IのE L Aへのアクセスを検討すべきである。

金融危機への準備も進められてきた。日本の破綻処理枠組みはシステムミックか否かで区別され、各選択肢には公的な流動性と（事前の）資本支援

を含む破綻処理手段がある。法的ペイルインは除くが、幅広い権限で裏付けられている。当局はT L A C要件の導入や破綻処理計画の策定、R R P室の設立を行い、破綻処理可能性のガイドラインの詳細化を続けている。

S I B s 7社（G-S I B 3社、D-S I B 4社^⑤）が再建計画の提出を求められ、当局がG-S I B 3社とD-S I B 1社の破綻処理計画を用意している。だが、破綻処理の選択肢や公的支援の可能性を考えるとR R P要件の対象を拡大することが重要だろう。全主要行の再建計画、全S I B sの破綻処理計画を優先し、最終的には破綻時にシステムミックになりうる全行を対象とし、T L A C要件も対象を拡大すべきである。また、当局は再建能力の改善と破綻処理の障害への対処を銀行に期待すべきである。

当局は、破綻処理枠組みを運営可能にする努力を続けるべきであり、多様な破綻シナリオによる

複数年の当局間の危機シミュレーションプログラムの遂行することは迅速で効果的な破綻処理の達成に役立つだろう。また、清算機関を優先課題として国際的な基準やガイダンスと整合的に、破綻の影響がシステムミックになり得る保険会社と金融市場インフラの再建・破綻処理枠組みを強化すべきである。

危機対応の準備には人的資源強化が必要であり、日本の金融システムの規模、複雑さと国際的な役割を考えると、人的資源の活用状況は限界に近いとみられる。当局の人的資源の水準とスキルは高まる目標に相応しいものであるべきだ。

六、結論に代えて

今回の対日FSAPでは、日本の金融システムの強靱性が確認され、規制・監督でも進展があっ

たと評価されている。当面は金利上昇の影響や不動産市場の動向などに注意が必要だとされたが、これは日本の当局も警戒している点であり、継続的な監視が重要だろう。⁽⁸⁾

今後は、報告書が指摘している保険会社のESR導入や投資ファンドの流動性リスク管理でもリスクを分析し評価して、着実に対応していくことを期待したい。そのためには、当局の資源を増強することの検討も必要だろう。気候変動やサイバーセキュリティなど、対応すべき分野の拡大には注意すべきである(図表6参照)。

なお、FSAPでは金融庁と日銀の協調・協力について制度的に強化することを求めているが、実務的な協力は進んでいるようだ。警戒すべき分野については、日銀と金融庁が共同で分析し結果を公表する事例も増えている。⁽¹⁰⁾ こうした動きにも期待したい。

図表6 日本FSAPの主要な提言

FSAPの提言		期限
分野横断的な問題		
人員を大幅に増強し、金融機関の規制と監督及びサイバーセキュリティリスクの監督についてのスキルを強化する（政府、金融庁；パラグラフ66-67、83）		ST
システミックリスク及びマクロブルデンシャル政策枠組み		
よりフォワードルッキングで包括的な金融システムのリスクのモニタリングとより強固な各当局間の協調と共に、システミックリスクの分析をさらに広げる（金融庁、日銀；パラグラフ68-69）		C
金融庁・日本銀行連絡会に正式なマニデートを与えることで、マクロブルデンシャル政策についての当局間の意思決定のガバナンスを強化する（金融庁、日銀；パラグラフ63）		ST
借り手ベースの手段をターゲットとしてマクロブルデンシャル政策手段を拡充する（金融庁、日銀；パラグラフ64）		MT
銀行部門の監督		
リスクベースの監督の強化を継続し、とりわけ信用及び流動性リスクについてよりフォワードルッキングな尺度を用いた早期警戒システムを開発する（金融庁；パラグラフ44）		I
金融庁のマニデートで金融の安全と安定が優先課題であることを確実にするように法律で明確に規定する（政府；パラグラフ45）		ST
金融庁に個別銀行の所要自己資本比率を銀行のリスク特性に基づいて最低要件以上に設定し調整する権限を与える（政府；パラグラフ46）		ST
国内銀行に対して流動性の最低要件を制定する（金融庁、パラグラフ47）		ST
保険部門の監督		
オンサイト検査とオフサイトモニタリングを使用する包括的なリスクベースで先を見越した個別保険会社と大手仲介者の監督枠組みを制定し、保険会社の監督アプローチを改革する（金融庁；パラグラフ50）		ST
全ての主要な役員に適用される適格性要件を確保し、全ての意思決定機能の制定と適切性について明確で包括的な期待を設定する（金融庁；パラグラフ50）		ST
免許付与の権限を金融庁長官に委任し、金融庁が支出予算を独自に決定し資金を得られるように、独立性的の増強ができるかをレビューする（政府、金融庁；パラグラフ51）		ST
サイバーレジリエンスと金融安定		
監督ガイドライン、手法及び手段を改訂してサイバーセキュリティの規制枠組みと監督プロセスを強化する（金融庁；パラグラフ71）		MT
金融市場インフラのサイバーに関する監督／監視を強化する（金融庁、日銀；パラグラフ71）		ST
投資ファンドの規制と監督		
大手資産運用会社と自主規制団体を含め、より多くの企業を含むように対象範囲を拡大することで、オンサイト監督アプローチを強化する（証券取引等監視委員会；パラグラフ54）		ST
フィンテック業界の規制と監督		
資金移動業者と前払式支払手段発行者のモニタリングを増強する。あらゆる新しいリスクを適切に対象とするのを確実にするように規制枠組みのレビューを検討する（金融庁；パラグラフ56）		I/ST
気候変動関連の銀行と保険部門の監督		
気候関連リスクの監督の正式化に向けた明確な計画を国際機関の作業を考慮に入れて開発し公表する（金融庁；パラグラフ73）		MT
金融セーフティネットと危機対応		
潜在的な損失をから防御する追加の安全措置により日本銀行の財務上の健全性を保護し、緊急流動性支援（ELA）の供与から生じるモラルハザードリスクを削減する（日銀、財務省、金融庁；パラグラフ76）		C
緊急流動性支援（ELA）の供与の適格性を、CCPを優先し、システム上で重要になり得る一部のNBFIIに拡張する（日銀；パラグラフ77）		MT
破綻時にシステミックとみなし得る全ての銀行に再建破綻処理計画を徐々に広げ、再建の能力の向上と破綻処理可能性への障害への対処への期待を包括的に明示する計画ガイダンスで支える（金融庁；パラグラフ79）		ST
各当局の個別及び全体としての危機対応の取り組み、いくつかの破綻処理レジームを支える政策及びそれを支援する意思決定構造及び情報の流れを運用可能化し体系化し、定期的にレビューして更新することを継続する（すべて；パラグラフ80）		C
金融危機対応会議の後援の下で、システミック及び中規模な銀行の早期破綻処理と同時破綻を含んだ、複数年間の各当局協力による多様な破綻シナリオに対する危機シミュレーションプログラムを実施する（すべて；パラグラフ81）		C
関連する国際的な基準及びガイダンスと整合的に保険会社とCCPの効果的な再建破綻処理（計画）を確実なものにする（金融庁、政府；パラグラフ82）		MT

(注) 期限の表記は、C:継続的に、I:直ちに（1年以内）、ST:短期（1～2年）、MT:中期（3～5年）。
 (出所) IMF: "JAPAN Financial Sector Assessment Program Financial System Stability Assessment" May 2024, Table1" より

(注)

- (1) F S A Pは二〇二一年にレビューが行われ、気候変動やサイバーリスク、フィンテック対応も対象になった。拙稿…IMFのF S A P(金融セクター評価プログラム)のレビューについて、当研究所トピックス二〇二二年八月、参照。なお、前回の対日F S A Pは、拙稿…IMFの対日F S A P(金融セクター評価プログラム)の概要、当研究所、証券レビュー、二〇一七年一二月で紹介した。
- (2) IMF: "JAPAN: Financial Sector Assessment Program, Financial System Stability Assessment" May 2024参照。
関連するテクニカルノートも参照した。
- (3) リスク評価マトリクスでは、地域紛争と地政学的な分断化、突然のグローバルな成長鈍化、ソプリリスク再評価による債券市場でのストレス、極端な気候イベント、サイバー攻撃などを取り上げている。
- (4) こうした想定について日本の当局は、代替的なシナリオの国内金利上昇が成長率低下と同時に起こることはありそうもなさ (highly unlikely) とコメントしている。
- (5) 大手行の外貨流動性についての分析では、日本銀行と金融庁の、大手行の外貨流動性リスク管理の高度化に向けた取組み、日銀レビュー二〇二四年五月が参考になった。
- (6) 金融庁は二〇二五年度からE S Rを全保険会社に適用する計画。検討状況は、金融庁…経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する残論点の方向性、二〇二四年五月を参照した。
- (7) 日本の当局は、金融庁の法的マンドレートは変更されておらず、政策と実務の優先順位は金融の安全と安定であり、経済成長はマンドレートを全うすることで達成されるべき最終的な目標だとコメントしている
- (8) 例えば、日本銀行…金融システムレポート(二〇二四年四月号)、などを参照。
- (9) D-SIBs社は、三井住友トラスト・ホールディングス、農林中央金庫、野村ホールディングス、大和証券グループ本社。
- (10) 日銀のサイト、金融庁との連携 <https://www.boj.or.jp/fn/svs/cfsa/index.htm> の、金融庁との共同調査を参照。
- (さしだ あきお・当研究所特任リサーチ・フェロー)